

平成29年12月13日
教育福祉委員会
議案第89号 資料

議案第89号

流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例の要旨

第3条（位置）関係

おおたかの森ホールの位置について、流山市東初石5丁目182番地の29に設置する旨を定めるものである。

換地処分に伴う字、地番の変更については、公告に合わせて行うこととする。

第4条（事業）関係

おおたかの森ホールにおいて実施する事業を定めるものである。

第1号、音楽その他の文化芸術に関する事業、第2号、講演会、展示会等を通じた市民等の交流に関する事業、第3号、おおたかの森ホールの設置目的を達成するための施設の提供に関する事業とし、第4号で、市長が必要と認める事業として、賑わいの創出等のために行う事業についても実施できるように定めるものである。

第6条（指定管理者が行う業務の範囲）関係

指定管理者が行う業務の範囲を定めるものである。

第1号、ホール施設、駐車場及び附属設備の維持管理に関する事、第2号、第4条に規定する事業の実施に関する事、第3号、第9条に規定する事前予約に関する事、第4号から第8号、使用に当たっての許可・制限・許可取消し・変更・模様替え等に関する事、第9号、利用料金・利用料金の減免及び還付に関する事を定めるものである。

第7条（使用時間）関係

おおたかの森ホールの使用時間を、午前9時から午後10時までと定めるものである。

また、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更できる旨を定めるものである。

第8条（休館日）

おおたかの森ホールの休館日を定めるものである。

休館日については、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定めるものとする旨を定めるものである。

流山市おおたかの森ホールの設置及び 管理に関する条例の制定について

第9条（事前予約）関係

おおたかの森ホールの施設を利用する場合に事前予約ができる旨を定めるものである。

事前予約については、使用する施設により予約開始日等が異なることから、教育委員会規則で定めることとするものである。

第13条（使用期間）関係

同一使用者が同一施設を引き続き14日間まで、使用することができる旨を定めるものである。

また、教育委員会が特に認めるときは、変更できるよう定めるものである。

第19条（利用料金）関係

第1項、施設等の使用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない義務を定めるものである。

第2項、利用料金の支払い時期について定めるものである。

第3項、駐車場の利用料金の額は、教育委員会規則で定める額とする旨を定めるものである。

第4項、ホール等の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で、市長の承認を得た額とする旨を定めるものである。

第5項、利用料金の収入に関しては、指定管理者の収入として收受させる旨を定めるものである。

第20条（利用料金の減免）

利用料金の減免等は、教育委員会規則に定めるところにより減免する旨を定めるものである。

ホール及び楽屋の免除は、指定管理者が使用するとき及び教育委員会が特に必要と認めた場合に適用する。

ホール及び楽屋の減免は、「市内に居住する中学生以下の者、満75歳以上の者及び障害者が使用する場合」、「市内に居住する中学生以下の者、満75歳以上の者及び障害者が属する団体で、その構成員の過半数を占める市内の団体が使用する場合」、「教育委員会が特に必要と認めた場合」に5割を減額する。

リハーサル室、スタジオ、会議室は、これまで通りの免除及び減免を適用する。

附則（施行期日）関係

第1項、この条例は、平成31年3月1日から施行する。

第2項、指定管理の準備行為は施行日前において行うことができる。

第3項、ホールの予約、申請、許可等行為は施行日前においても行うことができる。

別表1（利用料金表）関係

ホールの平日の終日料金を10万円とする。

また、土日・休日の終日料金を平日の1.2倍の12万円とする。

備考2、ホールを使用する場合の利用料金には、ホワイエの使用を含まれるものとする。

備考3、ホワイエを単体で使用する場合の利用料金は、ホール利用料金の100分の40の額とする。

備考4、超過して使用する場合の利用料金を30分単位で計算し、直前の利用区分30分当たりの料金の100分の130の額とする。

備考5、市民以外の利用料金を、市民の利用料金の100分の130の額とする。

備考6、営利を目的とする利用料金を、市民の利用料金の100分の150の額とする。

別表2（駐車場料金）関係

駐車場利用料金を30分当たり500円とする。

なお、当ホール及び市民窓口センターをご利用の方は、1時間無料とする予定。

新着窓口利用料金

別表3（附属設備利用料金表）関係

備品等の利用料金は表の通りとなり、区分1回毎の利用料金を規定している。

備考2、ホールを平土間使用する場合は、机50台及び椅子100脚を無料で使用することができる。

備考3、リハーサル室を使用する場合は、机25台、椅子50脚を無料で使用することができる。

備考4、会議室1を使用する場合は、机6台、椅子12脚を無料で使用するこ

平成29年12月13日

教育福祉委員会

議案第89号 参考資料

とができる。

備考5、会議室2を使用する場合は、机8台、椅子16脚を無料で使用するこ
とができる。

**流山市おおたかの森ホールの設置及び
管理に関する条例の制定について
(参考資料)**

流山市おおたかの森ホール設置及び管理に関する内容

- Q1. 6条 指定管理者による自主事業はどのようなものを予定していますか。 1
- Q2. 6条 指定管理料の積算額はどのくらいになりますか。 1
- Q3. 9条 ホールの事前予約を規定する理由は何ですか。 1
- Q4. 19条 許可申請の際に利用料金を支払う理由は何ですか。 1
- Q5. 20条 減免対象者の規定を縮小する考え方は何ですか。 2
- Q6. 別表1 ホール利用料金を終日10万円とする根拠は何ですか。 2
- Q7. 別表1 近傍施設との料金比較はどのようにになりますか。 3
- Q8. 別表1 市外利用者の料金設定根拠と他施設との比較はどのようにになりますか。 3
- Q9. その他 総コストに係るホール運営管理コストの割合はどのくらいですか。 4
- Q10. その他 市場性調査の意見はどうでしたか。 4

その他 流山市おおたかの森ホール施設概要 5

- Q1. (第6条) 指定管理者による自主事業はどのようなものを予定していますか。

A1.

・開館年(H31年度)に行うオープニングコンサート(12回予定)については、市が主導で企画等を行います。その他の事業については指定管理者の自主事業により展開して参ります。

・自主事業は大きく4つの事業の実施を予定しています。

- (1) 室内楽を中心とした質の高いクラシックコンサート等の「鑑賞型事業」
(2) 教育機関や福祉施設等との連携によるアウトリーチ(支援)やワークショップ、市内青少年や若手演奏家の育成をはじめとする「普及・支援事業」
(3) 市民やアーティスト、文化団体等と連携したホール独自のコンサートや公演を行う「文化芸術交流事業」
(4) 周辺施設との連携を図り、施設内外で文化芸術にとどまらない幅広い活動を行う「街の賑わい事業」

- Q2. (第6条) 指定管理料の積算額はどのくらいになりますか。

A2.

・市場性調査を基に、施設全体の運営管理に要する経費を1億4,850万円と積算しています。

・一方、収入では、自主事業に係る収入が1,200万円、ホール利用料収入が3,770万円、付帯設備利用料収入が100万円、合計で5,070万円と積算しており、運営経費から収入を差し引くと9,780万円が指定管理料と積算しています。

- Q3. (第9条) ホールの事前予約を規定する理由は何ですか。

A3.

・当ホールを使用してイベントを開催する者に対し、事前予約をすることにより安定的な準備期間を供給することができます。

- Q4. (第19条) 許可申請の際に利用料金を支払う理由は何ですか。

A4.

・利用料金の徴収漏れがないよう前納としています。

・また、必要以上の施設の予約を未然に防ぎ、より多くの方が利用する機会がつくれるよう利用料金を申請の段階で徴収します。

Q5. (第20条) 減免対象者の規定を縮小する考え方は何ですか。

A5.

・当ホールの減免等は、ホール及び楽屋とそれ以外の施設（リハーサル室、スタジオ、会議室）に分け、ホール・楽屋は市民の皆様に良質な音楽等を提供する施設と、その付属的な施設と位置付け、「指定管理者が使用する場合」、「市内に居住する中学生以下の者、満75歳以上の者及び障害者が使用する場合」、「市内に居住する中学生以下の者、満75歳以上の者及び障害者が構成員の過半数を占める市内の団体が使用する場合」を除き、市又は教育委員会が使用する場合も含め、利用料金の減額等は行いません。

・なお、ホール及び楽屋以外の施設については、これまで通りの減免等を適用します。

Q6. (別表1) ホール利用料金を終日10万円とする根拠は何ですか。

A6.

<近傍施設との比較の観点より>

・ホールの利用料金（案）につきましては、市民に音楽等の芸術を提供する施設と位置付け、新たな考え方に基づき近傍施設に係る利用料金よりも割安とるように、市民以外が使用する場合の利用料金を最初に設定して、その利用料金よりも一定の割合で減額した利用料金を、市民が使用した場合の利用料金としました。

・具体的には、近傍施設としてアミュゼ柏を選択し、その施設の市民以外が使用する場合の利用料金を席数で按分して算出したものを、当ホールの市民以外が使用する利用料金と設定しました。

・市民が使用する利用料金は市民以外が使用する料金を1.3で除した額と設定しました。✓

・アミュゼ柏より割安とする方法として、営利目的使用の利用料金の割増を低く抑えています。

<受益者負担割合の観点より>

・公共施設の維持管理には経費がかかり、その経費の多くは市税と施設を利用する人の利用料金等で賄われており、施設を利用しない人からすると不公平を感じます。

じます。

・当ホールの利用料金（案）は、昨年度開館したキッコーマンアリーナと同様に、利用者の負担率を50%となるよう進めてきましたが、利用料金があまりにも高額（平日終日157,000円）となることから、負担率を下げるを得ませんでした。

・そこで、市場性調査を基に積算した、全体経費1億4,850万円からホール以外に係る経費を差し引いた1億3,889万円を、概ね市が60%、貸館利用料収入と自主事業等の収入が40%で設定したところ、利用者の負担率は35%まで下がり、お示ししている利用料金（案）（平日終日100,000円）となっています。

Q7. (別表1) 近傍施設との料金比較はどのようになりますか。

A7.

・当ホールの平日の終日利用料金は市民利用で100,000円としており、近県の近傍施設と比較しますと、大田区の大田区民プラザは142,600円、大宮市のソニックシティホールは130,500円、武蔵野市の市民文化会館は108,200円、新宿区の四谷区民センターは103,900円となっており、当ホールより高額となっています。

・また、近隣市と比較しますと、松戸市の森のホール21は59,320円、柏市のアミュゼ柏は51,430円、鎌ヶ谷市のきらりホールは40,700円、市川市の文化会館が61,500円となっています。

Q8. (別表1) 市外利用者の料金設定根拠と他施設との比較はどのようになりますか。

A8.

・当ホールの市外利用者の利用料金は、市民利用の1.3倍としています。
・文化会館及び生涯学習センターは2倍となっていますが、当該ホールについては利用料金の割増率を低く抑えることで、市外の方にも積極的に使用していただき、良質な催しを市民の方に鑑賞していただきたいという趣旨で設定しています。

・また、利用料金の割増率を低く抑えることで、貸館としての稼働率の上昇を目指しています。

Q9. (その他)総コストに係るホール運営管理コストの割合はどのくらいですか。

A9.

- ・市場性調査を基に当ホールの運営管理に要する経費を1億4,850万円と積算しています。
- ・その主な支出項目は、ホール施設に係る支出、市民窓口センターに係る支出、駐車場・デッキ・前広場等施設外にかかる経費、自主事業に係る経費となっています。
- ・この内、ホール施設に係る経費は全体経費の80%に当たる1億1,889万円(自主事業費を含まず)となっています。

Q10. (その他)市場性調査の意見はどうでしたか。

A10.

- ・開館時間について、午前9時から午後10時開館が一般的であることから、当該時間としました。
- ・休館日について、利用者のニーズ及び保守点検等に対し、柔軟に対応するため特定の日を定めていません。
- ・施設利用者登録制(施設の利用にあたっては、事前に当ホールに対して団体登録等を行うこと)を検討していましたが、利用者の手続き負担及び施設管理運営事務の煩雑さの軽減、また利用希望への柔軟な対応等の観点より、施設利用者登録制を導入しないようにしました。
- ・連続使用の上限をホール・楽屋・リハーサル室を5日間、スタジオ・会議室を3日間としていましたが、平土間時の展示等の利用への対応から、準備・撤収を含め利用者側である程度の会期を確保することができるよう14日間に修正しました。
- ・利用料金の徴収漏れ、必要以上の施設の予約の実例があることから前納とし、許可申請の際に利用料金を徴収するようにしました。それに伴い、利用者の状況に対し柔軟に対応するため、条例で使用期日の変更等についての事項を定めました。
- ・減免対象が多いことにより収支リスクに大きな影響が出てしまうこと、市が利用する際も利用料金を支払う事例があることから、ホール・楽屋については新たな減免の考え方と対象を規定しました。
- ・上記条例に係る意見以外にも、組織体制・スタッフ人員等の管理運営についての事項や客席設置形態時・平土間形態時の利用想定等、幅広い内容について意見をいただいています。

流山市おおたかの森ホール施設概要

所在地 : 流山市東初石5丁目182番地の29(流山おおたかの森駅北口駅前市有地)
敷地面積 : 3,945m²
建築面積 : 2,587m² (※デッキを除く)
延床面積 : 3,493m² (※デッキを除く)
構造・階数 : 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)、2階建て

1 ホールエリア

(1) ホール

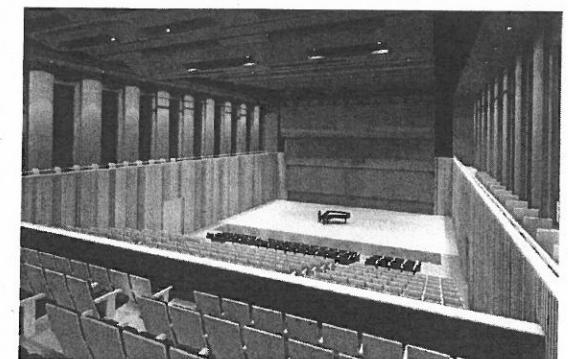
- ・客席数 506席(可動席、車椅子4席)
- ・舞台寸法 間口 15m × 奥行 9m

(2) ホール付属室

- ・楽屋 5室
- ・リハーサル室 1室
- ・スタジオ 2室

(3) その他

- ・ホワイエ、サロン、事務所、会議室2室

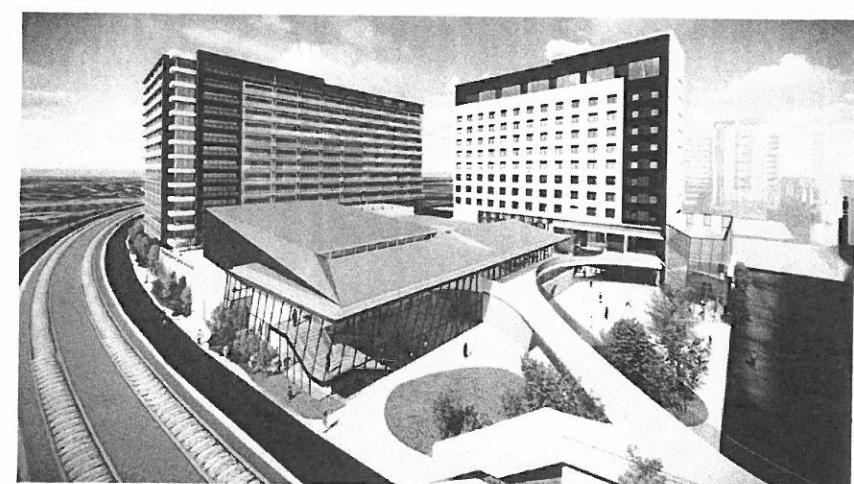


2 市民窓口センターエリア

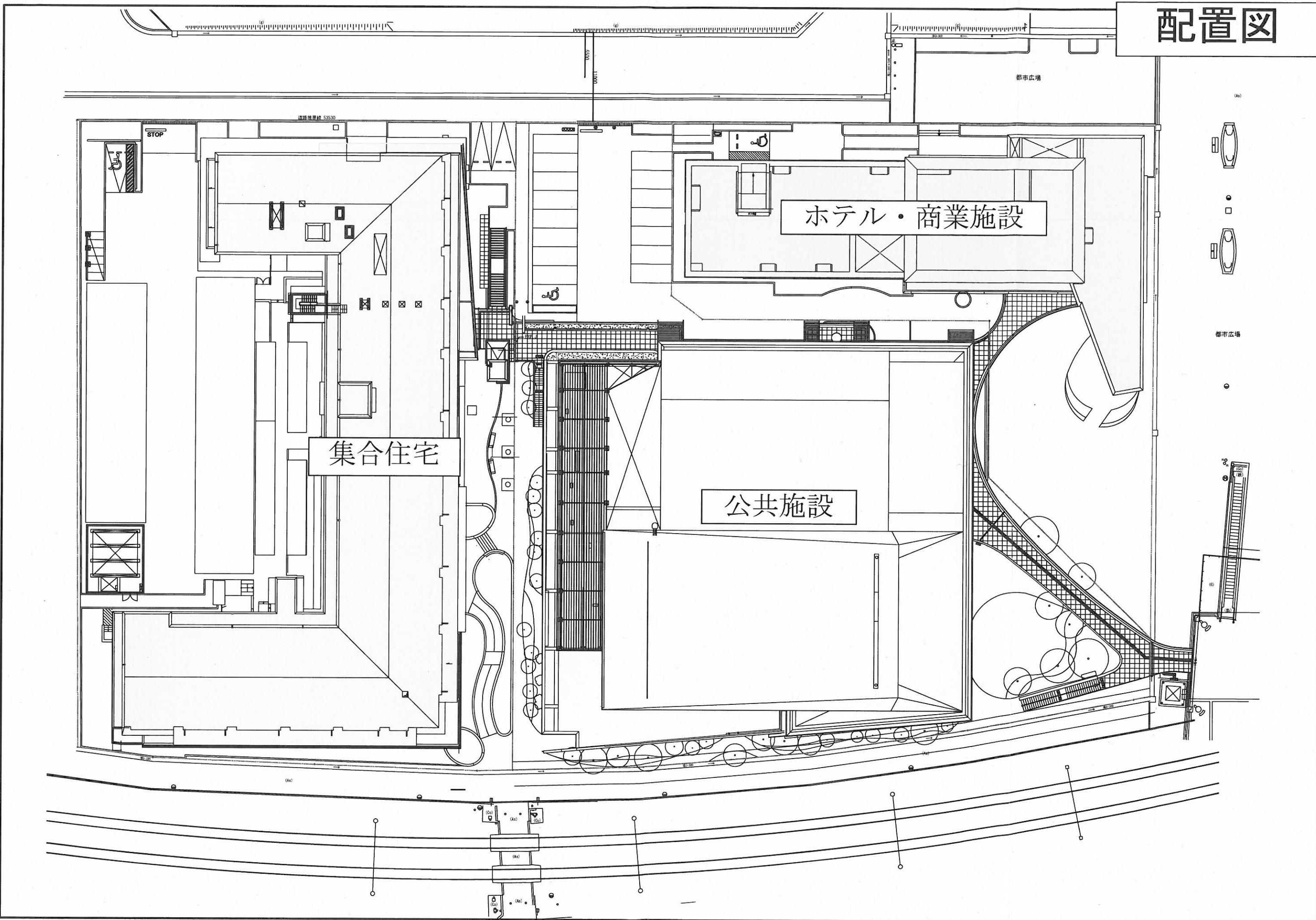
- ・事務室、相談室、待合室

3 屋外

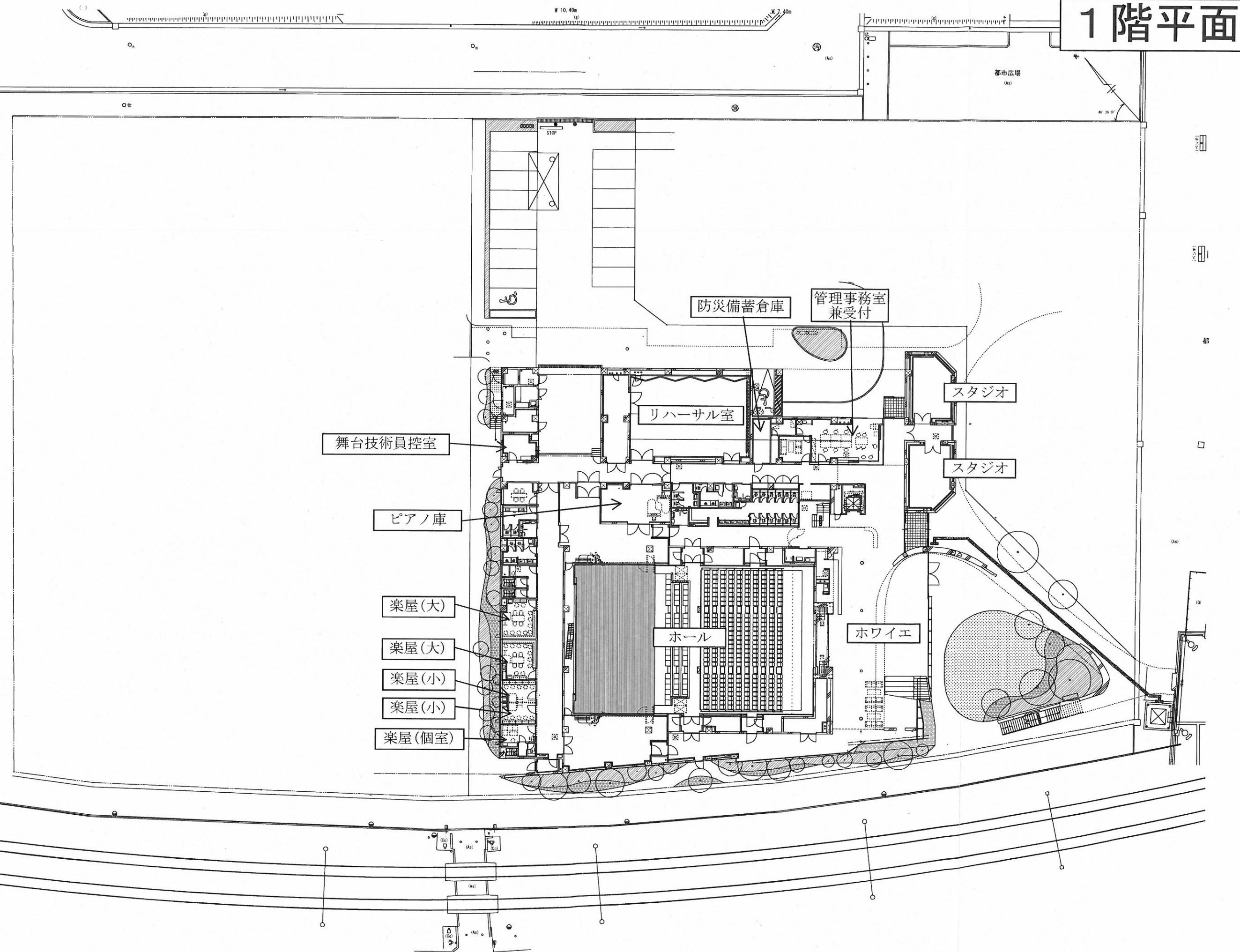
- (1) デッキ(自由通路) 484m²
- (2) 前庭(創造の森) 240m²
- (3) 駐車場 18台分(一般15台、身障者用2台、大型車1台)



配置図



1階平面図



2階平面図

